慶弔規程

一般社団法人粉体工学会

(目 的)

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

(会員およびこれに準ずる者の慶弔への対応)

- 2. この規程で慶弔の対象とする本会の会員は、個人会員、学生会員、名誉会員、並びに維持会員、賛助会員、事業所会員にあっては会員代表者を指す。
- 3. 本会の会員およびこれに準ずる者(元役員、会員期間が20年以上でかつ、70歳以上のものなど)が死亡し、本会に通知があった場合、会誌会告の会員消息欄に掲載する。
- 4. 本会の現役員および評議員、前役員および前評議員の場合は、会長名で弔電を打つ。とく に本会に貢献のあった者は、会長の判断により供花、香典、弔問することがある。
- 5. 会員外で、とくに本会に貢献のあった者が死亡した場合、会長の判断により、2) および 3) 項に準じて取り扱うことができる。
- 6. 会員の慶事については、理事会の承認により祝金等を贈ることができる。この場合は、会 誌会告の会員消息欄に掲載する。
- 7. 本規定に定められていない事項については、会長の判断により取り扱い、事後に理事会に報告し承認を得る。

(事務局職員の慶弔への対応)

- 8. 事務局職員(臨時職員を除く)に対し以下の慶弔の事由がある場合は、事務局職員もしく はその相続人に慶弔金又は見舞金を支給する。
 - ・本人の結婚の場合(ただし、本会の前身である粉体工学会の勤務年数を加算できる)
 - ① 勤続3年以上の者・・・・・・30,000円
 - ② 勤続3年未満の者・・・・・・15,000円
 - ・子女出産の場合
 - ③ 第1子・・・・・・・・20,000円
 - ④ 第2子より・・・・・・・10,000円
 - ・死亡の場合
 - ⑤ 本人 (扶養家族のある場合)・・・ 30,000 円
 - ⑥ 本人 (扶養家族のない場合)・・・ 20,000 円
 - ⑦ 配偶者・・・・・・・・・20,000 円
 - ⑧ 子女・・・・・・・・・・10,000円
 - ⑨ 実、養父母・・・・・・・・10,000円
 - ⑩ 以上において、状況に応じて弔電、供花等を加えることができる。
 - 本人傷病の場合

引続き3週間以上の場合・・・・・10,000円

- ・重大な家屋災害の場合・・・・・・10,000~20,000 円
- ・特別な事情のある場合は、理事会の承認を得て上記の金額を増額することができる。

(附 則)

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

(付 記)

2018年2月17日 制定(理事会承認) 2024年3月23日 改定(理事会承認)